

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協議会

第1回 会議資料①

○報告事項

報告第 1号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会設置に関する協議（規約）について・・・P 1

報告第 2号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約に関する協議について・・・・・・P 7

報告第 3号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の諸規程について・・・・・・P 12

報告第 4号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について・・・・・・P 13

○審議事項

議案第 1号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事業計画（案）について・・・・・・P 16

議案第 2号

平成21年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会歳入歳出予算（案）について・・・・・・P 18

議案第 3号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会会議運営規程（案）について・・・・・・P 20

議案第 4号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）について・・・・・・P 30

○その他資料

委員名簿、協議会組織図、事務局組織、協議会開催予定日一覧表・・・・・・P 33

日時：平成21年9月16日（水）午後2時

会場：栃木市保健福祉センター

報告第1号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会設置に関する協議
(規約)について

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会設置に関する協議(規約)に
ついて、別紙のとおり報告する。

平成21年9月16日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会設置に関する協議書

栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、関係市町のそれぞれの議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年9月4日

栃木県栃木市入舟町7番26号

栃木市

市長 日向野義幸

栃木県下都賀郡大平町大字富田558番地

大平町

町長 鈴木俊美

栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡1022番地5

藤岡町

町長 永島源作

栃木県下都賀郡都賀町大字家中5982番地1

都賀町

町長 青木富士夫

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、関係市町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係市町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長及び副市町長（副市町長を置かない市町にあつては、当該関係市町の長が指名する職員）
- (2) 関係市町の議会が推薦する議員各3人以内
- (3) 関係市町の長が指名する学識経験を有する者各4人以内
- (4) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者3人以内

2 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求

めることができる。

(小委員会)

第11条 担任する事務の一部について、調査し、又は審議するため、協議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、関係市町が協議して負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が関係市町の監査委員の中から2人に委嘱し、これらの者が行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、

会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び第16条第1項の規定により委嘱を受けた監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年9月4日から施行する。

報告第2号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約に関する協議
について

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約に関する協議について、
別紙のとおり報告する。

平成21年9月16日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約に関する協議書

栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第1項第4号、第14条及び第15条に規定する内容については、次のとおりとする。

（事務所の位置）

第1条 規約第4条に規定する協議会の事務所は、栃木県栃木市入舟町7番26号栃木市役所に置く。

（会長及び副会長）

第2条 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、栃木市長とする。
- (2) 副会長は、大平町長、藤岡町長及び都賀町長とする。

（学識経験を有する者）

第3条 規約第7条第1項第4号に規定する学識経験を有する者は、別表1のとおりとする。

（職員）

第4条 規約第14条に規定する協議会の事務に従事する職員（以下「派遣職員」という。）は、専任とし、関係市町からの派遣職員は別表2のとおりとする。

（経費）

第5条 規約第15条に規定する協議会に要する経費は、関係市町の負担とし、負担割合は均等割25%、人口割75%とする。

（内容の変更）

第6条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り
交わすものとする。

(定めのない事項)

第7条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の長が協
議して定めるものとする。

(協議の発効)

第8条 この協議は、平成21年9月4日から発効する。

(協議の失効)

第9条 この協議は、協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市町の長が記名押
印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 2 1 年 9 月 4 日

栃木県栃木市入舟町 7 番 2 6 号

栃木市

市 長 日 向 野 義 幸

栃木県下都賀郡大平町大字富田 5 5 8 番地

大平町

町 長 鈴 木 俊 美

栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡 1 0 2 2 番地 5

藤岡町

町 長 永 島 源 作

栃木県下都賀郡都賀町大字家中 5 9 8 2 番地 1

都賀町

町 長 青 木 富 士 夫

別表 1

区 分	人 数	計
栃木県職員	1 人	1 人
教授等	2 人	2 人
合 計		3 人

別表 2

市町名	派遣職員数
栃木市	5 人
大平町	3 人
藤岡町	2 人
都賀町	2 人
合 計	1 2 人

報告第3号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の諸規程について

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の諸規程について、別冊のとおり報告する。

平成21年9月16日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会長 日向野 義幸

報告第4号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員の身分等の取
扱いに関する協議について

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について、別紙のとおり報告する。

平成21年9月16日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員の身分等の取
扱いに関する協議書

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）
の委員のうち、地方公共団体の長その他の常勤職員以外の委員（以下「当該
委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

（身分等）

第1条 当該委員は、協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した市
町長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。ただし、協
議会規約第7条第1項第4号の規定により選任した当該委員は、協議会の
会長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

（公務災害補償制度の適用）

第2条 当該委員の公務災害及び通勤災害については、当該委員を選任した
市町の公務災害補償を適用し、かつ、当該市町において対応（公務災害の
発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用
負担を含む。）するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第3条 当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があ
ったときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する市町において
定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなす。

この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市町の長が記名押
印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 2 1 年 9 月 4 日

栃木県栃木市入舟町 7 番 2 6 号

栃木市

市 長 日 向 野 義 幸

栃木県下都賀郡大平町大字富田 5 5 8 番地

大平町

町 長 鈴 木 俊 美

栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡 1 0 2 2 番地 5

藤岡町

町 長 永 島 源 作

栃木県下都賀郡都賀町大字家中 5 9 8 2 番地 1

都賀町

町 長 青 木 富 士 夫

議案第 1 号

平成 2 1 年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事業計
画（案）について

平成 2 1 年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事業計画につい
て、別紙のとおり提案する。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

平成21年度 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事業計画（案）

番号	事業項目	事業内容
1	合併協議会等の開催	<p>合併協議会を随時開催する。 それに伴い、幹事会・小委員会・専門部会・分科会を必要に応じ開催する。</p>
2	合併協定項目その他合併に必要な事項についての協議	<p>市町村の合併の特例等に関する法律で定められた基本的事項、自治体の存立にかかわる基本的事項及び事務事業にかかわる基本的事項の取扱いについて協議する。</p>
3	合併市町村基本計画の作成	<p>合併後の市政の円滑な運営と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの基本方針、主要施策などについての計画及び財政計画を作成する。</p>

議案第 2 号

平成 2 1 年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会歳入
歳出予算(案)について

平成 2 1 年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会歳入歳出予算に
ついて、別紙のとおり提案する。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

平成21年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会歳入歳出予算（案）

歳入

（単位：千円）

款	項	目	節		説明
			区分	金額	
1	負担金			1,099	
	1	負担金		1,099	
		1 負担金	1 市町負担金	1,099	【均等割25%：人口割75%】 栃木市 544,200円(49.50%) 大平町 235,000円(21.39%) 藤岡町 172,800円(15.73%) 都賀町 147,000円(13.38%)
4	諸収入			1	
	1	諸収入		1	
		1 諸収入	1 諸収入	1	預金利子等
		歳入合計		1,100	

歳出

款	項	目	節		説明
			区分	金額	
1	運営費			512	
	1	会議費		325	
		1 会議費	1 報酬	301	2号委員 4,500円×12人×2回=108,000円 3号委員 4,500円×16人×2回=144,000円 4号委員 10,000円×2人×2回=40,000円 監査委員 4,500円×2人×1回=9,000円
			1 1 需用費	24	
				10	消耗品費 事務用品
				14	食糧費 会議飲物120円(税込)×110本=13,200円
	2	事務費		187	
		1 事務費	4 共済費	32	臨時職員社会保険料、労働保険料(概算払分)
			7 賃金	139	臨時職員賃金6,040円×23日×1人=138,920円
			1 1 需用費	5	
				5	消耗品費 事務用品
			1 2 役務費	11	
				11	通信運搬費 インターネット使用料、事務連絡郵便料
2	事業費			588	
	1	事業推進費		588	
		1 事業推進費	1 3 委託料	588	合併市町村基本計画策定等支援
		歳出合計		1,100	

議案第 3 号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会会議運営規程（案）
について

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会会議運営規程について、別紙
のとおり提案する。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議の運営に際しては、公正かつ公平な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携して、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めるものとする。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、議事が円滑に進行するように協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

（発言の許可）

第5条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（議事の進行）

第6条 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（別記様式第1号）を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項（議題及び会議結果）
- (4) 会議の経過（議事の要旨）
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、適切に保管するものとする。

4 会議録に署名する委員は2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

(傍聴人)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 傍聴人は、前条ただし書に規定する会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

3 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて議長が調整する。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町

合併協議会会議傍聴届（別記様式第2号。以下「傍聴届」という。）に氏名、住所等を記入し、傍聴証（別記様式第3号）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開始予定時刻の30分前から先着順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の30分前までににおける一般傍聴人の傍聴希望者が前条第3項の定員を超えるときは、くじ引きにより一般傍聴人を決するものとする。

（傍聴証の返還）

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者（撮影又は録音することにつき、あらかじめ協議会事務局に届け出た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる

者

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における委員の発言等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び音声の録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は音声を録音しようとするときは、傍聴届により、あらかじめ協議会事務局に届けて、傍聴証の交付を受けなければならない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 議長は、傍聴人がこの規程に定める事項に違反するときはこれを

制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成21年 月 日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日 () 時 分開会・ 時 分閉会	
開催場所			
議長氏名			
出席者及び 欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議 題		2 会議結果
	会議の経過 (議事の要旨)		
会議資料	別紙のとおり		
その他の事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
年 月 日		委員	印
		委員	印

別紙

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項

別記様式第3号（第11条、第15条関係）

（表面）

傍 聴 証

第 号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会 長（議 長）

印

（裏面）

傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における委員の発言等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

議案第 4 号

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員等の報酬及び
費用弁償に関する規程(案)について

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に
関する規程について、別紙のとおり提案する。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員等の報酬及び
費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条第2項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び規約第16条第1項の規定により委嘱を受けた監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 委員等が、その職務に従事したときに支給する報酬の額は、日額8,900円とする。ただし、規約第7条第1項第4号に該当する委員にあっては、日額20,000円を支給するものとし、同項第1号に該当する委員及び地方公共団体の常勤の職員である委員にあっては、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する報酬の額は、職務に従事した時間が4時間を超えない場合は、日額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

3 委員等が栃木地区合併協議会の委員等の職を兼ねている場合において、それぞれの協議会の会議が同一日、同一会場において引き続き開催された場合の報酬は、委員等が職務に従事した時間を通算して前2項の規定により算出した額の2分の1を支給するものとする。

（費用弁償の額）

第3条 委員等が、協議会の職務を行うために、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、栃木市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木市条例第24号。以下「報酬等条例」という。）の例によるものとする。

3 前条第3項の規定は、委員等が協議会の委員として出張した場合に準用する。

（支給方法）

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、報酬等条例の例によるものとする。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年 月 日から施行する。

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員名簿

平成21年9月16日現在
(敬称略・順不同)

No.	役 職	氏 名	区 分	備 考
1	会 長	ひがの 野 義 幸 日向野 義 幸	規約第7条第1項第1号委員	栃木市長
2	副会長	すずき 木 とし み美 鈴木 俊 美	〃	大平町長
3	副会長	ながしま げん きく作 永 島 源 作	〃	藤岡町長
4	副会長	あおき 木 ふじ お夫 青 木 富 士 夫	〃	都賀町長
5	委 員	いし ぼし かつ お夫 石 橋 勝 夫	〃	栃木市副市長
6	〃	つづみ まさ み美 堤 正 美	〃	大平町副町長
7	〃	きらい 井 ひと均 桜 井 均	〃	藤岡町副町長
8	〃	おこ ぐり みつ お男 小 栗 光 男	〃	都賀町副町長 (長が指名する者:総務課長)
9	〃	よし だ みのる 吉 田 稔	規約第7条第1項第2号委員	栃木市議会議長
10	〃	す だ やす すけ 价 須 田 安 价	〃	栃木市議会副議長
11	〃	おお もり よし はる 春 大 森 良 春	〃	栃木市議会議員 (合併推進委員会副委員長)
12	〃	たか いわ よし すけ 祐 高 岩 義 祐	〃	大平町議会議長
13	〃	おお て みつ お夫 大 出 三 夫	〃	大平町議会副議長
14	〃	しば た やす お男 柴 田 保 男	〃	大平町議会議員
15	〃	しま だ みのる 島 田 稔	〃	藤岡町議会議長
16	〃	せ しも かず お男 瀬 下 一 男	〃	藤岡町議会議員
17	〃	た なか ひろし 博 田 中 博	〃	藤岡町議会議員
18	〃	あん じょう たか あき 章 安 生 孝 章	〃	都賀町議会議長
19	〃	なり た じ ろう 郎 成 田 二 郎	〃	都賀町議会副議長
20	〃	なか しま とし お雄 中 島 俊 雄	〃	都賀町議会議員 (合併調査研究特別委員会委員長)
21	〃	いわ した くに お夫 岩 下 邦 夫	規約第7条第1項第3号委員	栃木市商工会議所会頭
22	〃	うす い なみの すけ 助 臼 井 浪 之 助	〃	栃木市自治会連合会会長

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員名簿

平成21年9月16日現在
(敬称略・順不同)

No.	役職	氏名	区分	備考
23	委員	つるみ まきのぶ 鶴見昌展	規約第7条第1項第3号委員	栃木市農業委員会会長
24	〃	すがぬま はつよ 菅沼初代	〃	栃木市女性団体連絡協議会会長
25	〃	おおしま きみかず 大島公一	〃	大平町農業委員会会長
26	〃	おおわだ ひでお 大和田英雄	〃	前大平町自治会連合会会長
27	〃	さやま ゆきこ 佐山幸子	〃	大平町女性団体連絡協議会会長
28	〃	まつもと まきのり 松本政則	〃	大平町合併問題懇談会委員
29	〃	たけざわ よしお 竹澤義雄	〃	前JAしもつけ藤岡地区筆頭理事
30	〃	たなか ひきみ 田中久己	〃	藤岡町商工会会長
31	〃	しんじょう よしお 進上芳雄	〃	藤岡町教育委員会教育委員長
32	〃	ついひじ きちこ 筑比地幸子	〃	藤岡町更生保護女性会会長
33	〃	さとう まさいち 佐藤雅一	〃	都賀町自治会長会会長
34	〃	おおはし あつし 大橋重	〃	都賀町農業委員会会長
35	〃	ひがの たかお 日向野孝夫	〃	都賀町商工会会長
36	〃	かなやま ひでこ 金山ヒデ子	〃	都賀町女性団体連絡協議会会長
37	〃	なかむら ゆうじ 中村祐司	規約第7条第1項第4号委員	宇都宮大学国際学部 大学院国際学研究科教授
38	〃	ふなだ まりこ 船田真里子	〃	白鷗大学大学院経営学研究科 経営学部教授

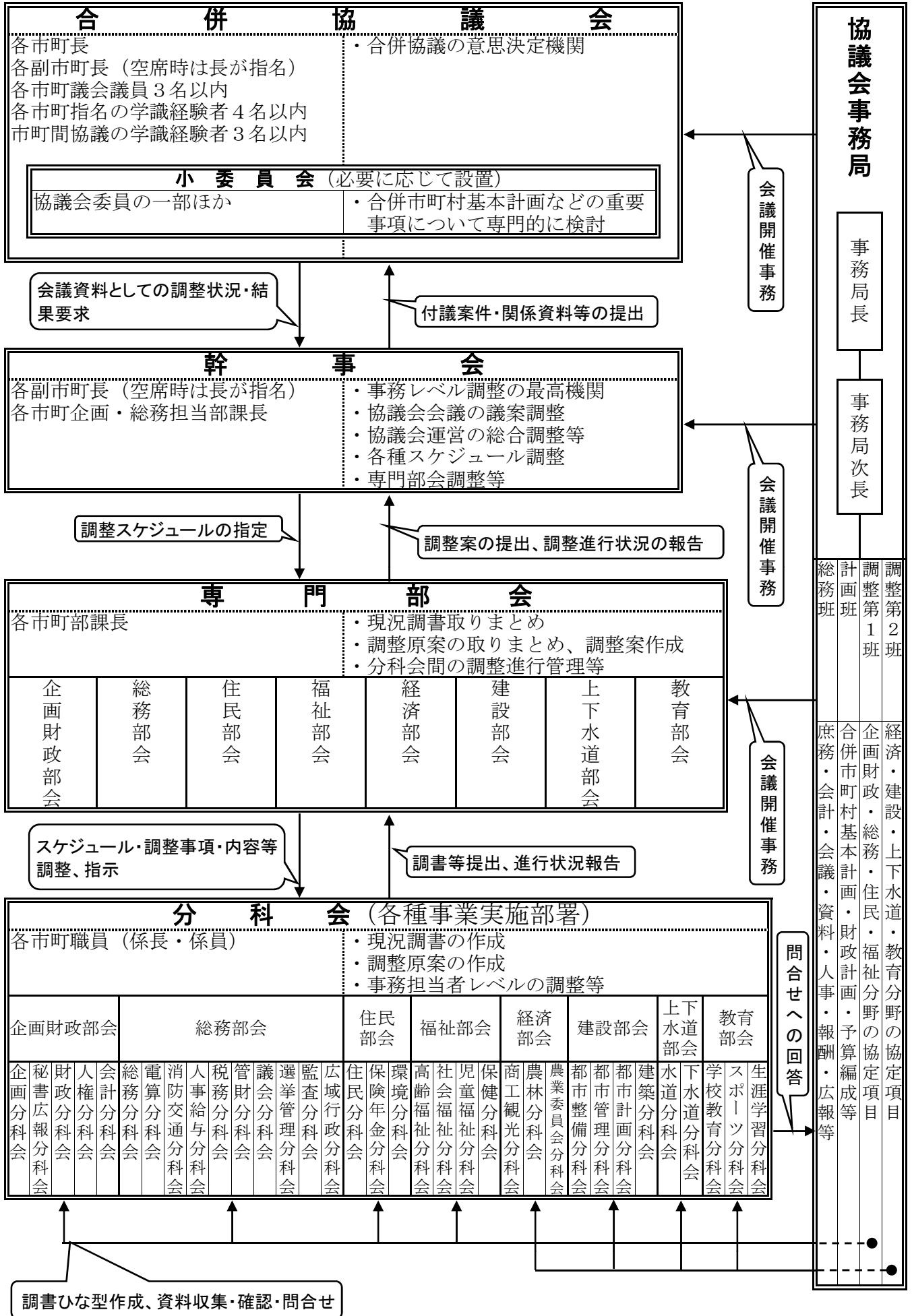
栃木地区合併協議会監査委員名簿

平成21年9月16日現在
(敬称略・順不同)

No.	役職	氏名	区分	備考
1	監査委員	ほりえ さとる 堀江智	規約第16条第1項	大平町代表監査委員
2	監査委員	かみおか あきお 上岡秋夫	規約第16条第1項	藤岡町代表監査委員

合併協議会組織図

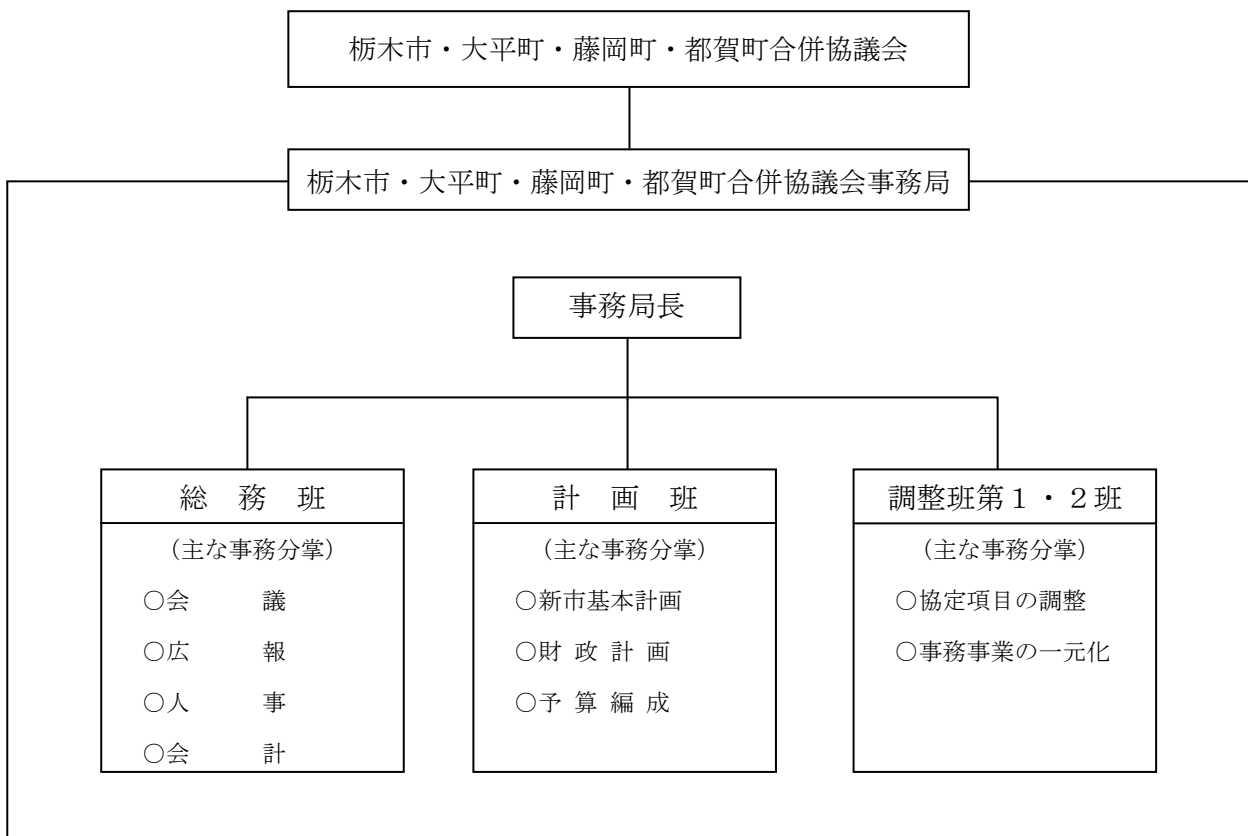
H21.9.16現在



栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事務局組織

職 名		氏 名	派 遣 元
事 務 局 長		大 橋 定 男	栃 木 市
事 務 局 次 長		塚 原 郁 雄	栃 木 県
		稲 葉 隆 造	大 平 町
		小 保 方 昭 洋	栃 木 市
総 務 班	班 長	江 面 健 太 郎	栃 木 市
	班 員	下 司 克 之	都 賀 町
	班 員	小 野 晶 久	藤 岡 町
計 画 班	班 長	鈴 木 健 司	都 賀 町
	班 員	小 林 康 訓	栃 木 市
調 整 第 1 班	班 長	田 中 典 行	大 平 町
	班 員	渡 辺 浩 昭	栃 木 市
調 整 第 2 班	班 長	小 島 靖 夫	藤 岡 町
	班 員	須 藤 亮 介	大 平 町

派遣元 栃木市 5名 大平町 3名 藤岡町 2名 都賀町 2名
 栃木県 1名 総勢 13名



合併協議会開催予定日一覧表

開催回数	開催期日	会場	備考
第1回	平成21年 1月19日(月)14:00	栃木市 国府地区公民館	
第2回	1月29日(木)14:00	大平町 ゆうゆうプラザ	
第3回	2月 6日(金)10:00	藤岡町 遊水池会館	
第4回	2月18日(水)14:00	都賀町 中央公民館	
第5回	2月25日(水)14:00	栃木市 保健福祉センター	
第6回	3月17日(火)17:00	栃木市 保健福祉センター	
第7回	3月30日(月)14:00	西方町 総合文化体育館	
第8回	4月24日(金)14:00	栃木市 保健福祉センター	
第9回	5月29日(金)14:00	大平町 ゆうゆうプラザ	
第10回	6月26日(金)14:00	藤岡町 文化会館	
第11回	7月10日(金)14:00	都賀町 中央公民館	
第12回	7月30日(木)14:00	西方町 総合文化体育館	
第13回 (第1回)	9月16日(水)14:00	栃木市 保健福祉センター	追加
第2回	10月 7日(水)14:00	都賀町 中央公民館	追加
	10月15日(木)14:00	栃木市 保健福祉センター	中止
	11月20日(金)14:00	栃木市 保健福祉センター	
	12月25日(金)14:00	栃木市 保健福祉センター	
	平成22年 1月22日(金)14:00	栃木市 保健福祉センター	
	2月26日(金)14:00	栃木市 保健福祉センター	

※ 9月16日は、栃木地区（1市4町）合併協議会と1市3町による合併協議会を同日開催

※ 10月7日は、1市3町による合併協議会として開催予定

※ 11月20日以降は、合併申請の枠組みに応じて開催予定